

## 議案第3号

# 西宮市都市交通会議規約等の改正について

### ○添付資料

資料 「西宮市都市交通会議規約等 改正について(説明資料)」

資料 「西宮市都市交通会議規約等 改正内容要約」

資料 「西宮市都市交通会議規約等 対照表」

資料 「西宮市都市交通会議規約等 改正(案)」

# 西宮市都市交通会議規約等 改正について(説明資料)

## 1. 趣旨

西宮市都市交通会議総合交通戦略策定分科会の廃止による規程の改正に併せて、規約・規程等の改正を実施するものです。

## 2. 都市交通会議規約等一覧表

規約等名称	改正有無
1. 西宮市都市交通会議規約	有
2. 西宮市都市交通会議事務局規程	無
3. 西宮市都市交通会議財務規程	有
4. 西宮市都市交通会議会議運営規程	有
5. 西宮市都市交通会議会議傍聴規程	有
6. 西宮市都市交通会議分科会規程	有
7. 西宮市都市交通会議報償及び費用弁償規程	有
8. 西宮市都市交通会議公募委員選考規程	有
9. 西宮市都市交通会議公募委員の選考基準	有

## 3. 添付資料

別紙のとおり（改正内容要約、対照表、改正(案)）

以上

# 西宮市都市交通会議規約等 改正内容要約

## ● 1. 西宮市都市交通会議規約

- ・ 書面会議の手続きに関する内容について、具体的な項目を追記。
- ・ その他軽微な修正。(条文の意味を変えず、文言の修正)

## ● 3. 西宮市都市交通会議財務規程

- ・ 西宮市都市交通会議規約改正に伴う条番号・項番号の修正。

## ● 4. 西宮市都市交通会議会議運営規程

- ・ 軽微な修正。(条文の意味を変えず、文言の修正)

## ● 5. 西宮市都市交通会議会議傍聴規程

- ・ 傍聴人の守るべき事項について、パソコン携帯電話の使用制限を追記。
- ・ その他軽微な修正。(条文の意味を変えず、文言の修正)

## ● 6. 西宮市都市交通会議分科会規程

- ・ 書面会議の手続きに関する内容について、具体的な項目を追記。
- ・ 総合交通戦略策定分科会の廃止による文言の削除。
- ・ その他軽微な修正。(条文の意味を変えず、文言の修正)

## ● 7. 西宮市都市交通会議報償及び費用弁償規程

- ・ 軽微な修正。(条文の意味を変えず、文言の修正)

## ● 8. 西宮市都市交通会議公募委員選考規程

- ・ 公募委員の選考について、応募者が欠席した時の選考辞退に関する文言を追記。
- ・ その他軽微な修正。(条文の意味を変えず、文言の修正)

## ● 9. 西宮市都市交通会議公募委員の選考基準

- ・ 軽微な修正。(条文の意味を変えず、文言の修正)

以上

対照表

都市交通会議規約（改正案）	都市交通会議規約（現行）
<p>西宮市都市交通会議規約 平成25年1月26日制定 沿革 平成26年4月1日 [1] <b>令和元年 5月20日 [2]</b></p>	<p>西宮市都市交通会議規約 平成25年1月26日制定 沿革 平成26年4月1日 [1] <b>（新規）</b></p>
<p>第1条～第4条（略）</p>	<p>第1条～第4条（略）</p>
<p>（組織） 第5条（略） 2 委員は、次に掲げる者から会長が委嘱する。 (1) 住民又は利用者代表 (2) 都市交通に関する有識者 (3) 公共交通事業者又はその指名する者 (4) 公共交通事業者関係団体又はその指名する者 (5) 道路管理者又はその指名する者 (6) <b>公安委員会</b>又はその指名する者 [2] (7) <b>地方運輸局</b>又はその指名する者 [2] (8) 関係行政機関の職員 (9) 西宮市職員 (10) 西宮市長 (11) その他西宮市長が必要と認める者 <b>3 会長は前項第1号に掲げる者を指名する場合は、別途定める「西宮市都市交通会議公募委員選考規定」に基づき、選考等を行わなければならない。 [2]</b></p>	<p>（組織） 第5条（略） 2 委員は、次に掲げる者から会長が委嘱する。 (1) 住民又は利用者代表 (2) 都市交通に関する有識者 (3) 公共交通事業者又はその指名する者 (4) 公共交通事業者関係団体の職員又はその指名する者 (5) 道路管理者又はその指名する者 (6) <b>公安委員会の長</b>又はその指名する者 (7) <b>地方運輸局長</b>又はその指名する者 (8) 関係行政機関の職員 (9) 西宮市職員 (10) 西宮市長 (11) その他西宮市長が必要と認める者 <b>（新規）</b></p>
<p>（任期） 第6条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。<b>また、やむを得ない理由があると会長が認めた場合は、この限りではない。 [2]</b> 2（略）</p>	<p>（任期） 第6条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 2（略）</p>
<p>第7条（略）</p>	<p>第7条（略）</p>
<p><b>（役員の職務） [2]</b> 第8条（略） <b>（削除）</b> <b>2 議長、副議長、監事は、委員の中から会長が指名する。 [2]</b></p>	<p><b>（会長、議長及び副議長）</b> 第8条（略） 2 会長がやむを得ず欠席する場合は、会長が指名する職員が出席し、議決権を行使することができる。 <b>3 議長、副議長、監事は、委員の中から会長が指名する。</b></p>

対照表

都市交通会議規約（改正案）	都市交通会議規約（現行）
<p><b>3</b> 議長は、<b>交通会議の会議（以下「会議」という。）</b>を主宰する。<b>[2]</b></p> <p><b>4</b> 副議長は、議長を補佐して会議の議事を掌理し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、議長の職務を代理する。<b>[2]</b></p> <p><b>5</b> 監事は、<b>交通会議の出納監査</b>を行い、<b>監査の結果を会長に報告しなければならぬ。</b><b>[2]</b></p>	<p><b>4</b> 議長は、会議を主宰する。</p> <p><b>5</b> 副議長は、議長を補佐して会議の議事を掌理し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、議長の職務を代理する。 <b>(新規)</b></p>
<p>(会議)</p> <p>第9条 <b>会議は、会長が招集する。</b><b>[2]</b></p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は会議に諮って<b>全部または一部</b>を公開しないことができる。<b>[2]</b></p> <p>(1) 西宮市情報公開条例（昭和62年西宮市条例第22号）第6条に規定する非公開情報が含まれる事項に関して調査又は審議するとき。</p> <p>(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるとき。</p> <p><b>5 会長は、会議の議案又は報告（以下「議案等」という。）が次に掲げるものである場合は、当該議案等を記載した書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）を委員に送付し、書面で賛否を問うことにより会議に代えることができる。</b></p> <p>(1) 緊急を要するもの</p> <p>(2) 会計その他交通会議の運営に関するもの</p> <p>(3) その他、会長が軽易であると判断したもの <b>[2]</b></p> <p><b>6 第3項の規定は、前項の規定により、会議の議案等を書面で諮ることとなった場合において準用する。この場合において、第3項中「出席した委員」とあるのは、「書面で回答のあった委員」として読み替えるものとする。<b>[2]</b></b></p> <p><b>7</b> 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。<b>[2]</b></p> <p><b>8</b> 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。<b>[2]</b></p>	<p>(会議)</p> <p>第9条 <b>交通会議の会議（以下「会議」という。）</b>は、会長が招集する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は会議に諮って公開しないことができる。</p> <p>(1) 西宮市情報公開条例（昭和62年西宮市条例第22号）第6条に規定する非公開情報が含まれる事項に関して調査又は審議するとき。</p> <p>(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるとき。</p> <p><b>5 会議の案件について、会長が軽微な事案と判断したものについては、各委員に対する書面での報告事項として処理できるものとする。</b></p> <p><b>(新規)</b></p> <p><b>6</b> 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。</p> <p><b>7</b> 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>
<p>第10条 (略)</p>	<p>第10条 (略)</p>
<p>(事務局)</p> <p>第11条 1～2 (略)</p>	<p>(事務局)</p> <p>第11条 1～2 (略)</p>

対照表

都市交通会議規約（改正案）	都市交通会議規約（現行）
<p>3 事務局に事務局長、事務局員（以下「事務局職員」という。）を置き、会長が定めた者をもって充てる。[2]</p> <p>4 （略）</p>	<p>3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。</p> <p>4 （略）</p>
<p>第12条 （略）</p>	<p>第12条 （略）</p>
<p><b>（削除）</b></p>	<p>（監査）</p> <p>第13条 監事は、交通会議の出納監査を行う。</p> <p>2 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。</p>
<p>（財務に関する事項）</p> <p>第13条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。[2]</p>	<p>（財務に関する事項）</p> <p>第14条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>
<p>（報償及び費用弁償）</p> <p>第14条 委員及び事務局職員は、会議に出席したとき、または、交通会議の業務を実施するため、必要と認めるときは報償及び費用の弁償を受けることができる。[2]</p> <p>2 （略）</p>	<p>（報償及び費用弁償）</p> <p>第15条 委員等は、会議に出席したときは報償及び費用の弁償を受けることができる。</p> <p>2 （略）</p>
<p>（交通会議が解散した場合の措置）</p> <p>第15条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。[2]</p>	<p>（交通会議が解散した場合の措置）</p> <p>第16条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。</p>
<p>（委任）</p> <p>第16条 この規約に定めるもののほか、交通会議の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。[2]</p>	<p>（委任）</p> <p>第17条 この規約に定めるもののほか、交通会議の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。</p>
<p>（附 則）</p> <p>この規約は、平成25年1月26日から施行する。</p> <p>（附 則）</p> <p>この規約は、平成26年4月1日から施行する。[1]</p> <p><b>（附 則）</b></p> <p>この規約は、令和元年5月20日から実施する。[2]</p>	<p>（附 則）</p> <p>この規約は、平成25年1月26日から施行する。</p> <p>（附 則）</p> <p>この規約は、平成26年4月1日から施行する。[1]</p> <p><b>（新規）</b></p>

対照表

都市交通会議財務規程（改正案）	都市交通会議財務規程（現行）
西宮市都市交通会議財務規程 平成25年1月26日制定 <b>沿革</b> <b>令和元年 5月20日 [1]</b>	西宮市都市交通会議財務規程 平成25年1月26日制定 <b>(新規)</b>
(趣旨) 第1条 この規程は、西宮市都市交通会議規約（以下「規約」という。）第 <b>13</b> 条の規定に基づき、西宮市都市交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。 <b>[1]</b>	(趣旨) 第1条 この規程は、西宮市都市交通会議規約（以下「規約」という。）第 <b>14</b> 条の規定に基づき、西宮市都市交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。
第2条～第8条（略）	第2条～第8条（略）
(決算等) 第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を得るものとする。 2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約 <b>第8条第5項</b> の規定に定められた監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。 <b>[1]</b> 3 会長は、第1項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに西宮市長に送付しなければならない。	(決算等) 第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を得るものとする。 2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約 <b>第13条</b> の規定に定められた監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。 3 会長は、第1項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに西宮市長に送付しなければならない。
第10条（略）	第10条（略）
(附則) この規約は、平成25年1月26日から施行する。 <b>(附則)</b> <b>この規約は、令和元年 5月20日から実施する。 [1]</b>	(附則) この規約は、平成25年1月26日から施行する。 <b>(新規)</b>
別表第1（略）	別表第1（略）
別表第2（略）	別表第2（略）

対照表

都市交通会議会議運営規程（改正案）	都市交通会議会議運営規程（現行）
<p>西宮市都市交通会議会議運営規程 平成25年1月26日制定 <b>沿革</b> <b>令和元年 5月20日 [1]</b></p>	<p>西宮市都市交通会議会議運営規程 平成25年1月26日制定 <b>（新規）</b></p>
<p>（趣旨） 第1条 この規程は、西宮市都市交通会議規約（以下「規約」という。）第9条第<b>8</b>項の規定に基づき、西宮市都市交通会議（以下「交通会議」という。）の議事及び会議運営に関し必要な事項を定める。<b>[1]</b></p>	<p>（趣旨） 第1条 この規程は、西宮市都市交通会議規約（以下「規約」という。）第9条第<b>7</b>項の規定に基づき、西宮市都市交通会議（以下「交通会議」という。）の議事及び会議運営に関し必要な事項を定める。</p>
<p>（招集） 第2条 会長は、<b>交通会議の会議（以下「会議」という。）</b>を招集しようとするときは、開催日の1週間前までに、開催の日時、場所、議案その他必要事項を委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。<b>[1]</b></p>	<p>（招集） 第2条 会長は、<b>会議</b>を招集しようとするときは、開催日の1週間前までに、開催の日時、場所、議案その他必要事項を委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。</p>
<p>（出欠の届出） 第3条 委員は、事前に<b>出席の可否</b>を会長に届け出るものとする。<b>[1]</b></p>	<p>（出欠の届出） 第3条 委員は、事前に<b>出欠の有無</b>を会長に届け出るものとする。</p>
<p>（代理出席） 第4条 規約第5条第2項第3号から第10号に定める委員が、やむを得ず欠席する場合は、<b>当該委員が指名する者（以下「代理出席者」という。）が会議に出席し、議決権を行使することができる。[1]</b></p>	<p>（代理出席） 第4条 規約第5条第2項第3号から第10号に定める委員が、やむを得ず欠席する場合は、<b>その所属する団体の代理の者が出席し、議決権を行使することができる。</b></p>
<p>第5条～第7条（略）</p>	<p>第5条～第7条（略）</p>
<p><b>（委任） [1]</b> 第8条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p>	<p><b>（その他）</b> 第8条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p>
<p>（附 則） この規約は、平成25年1月26日から施行する。 <b>（附 則）</b> <b>この規約は、令和元年 5月20日から実施する。 [1]</b></p>	<p>（附 則） この規約は、平成25年1月26日から施行する。 <b>（新規）</b></p>



対照表

都市交通会議会議傍聴規程（改正案）	都市交通会議会議傍聴規程（現行）
<p>西宮市都市交通会議会議傍聴規程 平成25年1月26日制定 <b>沿革</b> <b>令和元年 5月20日 [1]</b></p>	<p>西宮市都市交通会議会議傍聴規程 平成25年1月26日制定 <b>(新規)</b></p>
<p>(趣旨) 第1条 この規程は、西宮市都市交通会議会議運営規程（以下「運営規程」という。）第7条第2項の規定に基づき、西宮市都市交通会議の<b>会議</b>（以下「<b>会議</b>」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める。<b>[1]</b></p>	<p>(趣旨) 第1条 この規程は、西宮市都市交通会議会議運営規程（以下「運営規程」という。）第7条第2項の規定に基づき、西宮市都市交通会議（以下「<b>交通会議</b>」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める。</p>
<p>第2条（略）</p>	<p>第2条（略）</p>
<p>(傍聴の手続) 第3条 一般傍聴人として会議を傍聴しようとする者は、会議の開催場所において傍聴届（様式第1号）に住所及び氏名を記入の上、<b>西宮市都市交通会議</b>の事務局（以下「事務局」という。）に提出し、傍聴証（様式第2号）の交付を受けなければならない。<b>[1]</b> 2（略） 3 報道関係者として会議を傍聴しようとする者は、会議の開催場所において報道関係者受付簿（様式第3号）に報道機関の名称及び傍聴しようとする者の氏名を記入し、<b>傍聴証の交付を受けなければならない。[1]</b></p>	<p>(傍聴の手続) 第3条 一般傍聴人として会議を傍聴しようとする者は、会議の開催場所において傍聴届（様式第1号）に住所及び氏名を記入の上、交通会議の事務局（以下「事務局」という。）に提出し、傍聴証（様式第2号）の交付を受けなければならない。 2（略） 3 報道関係者として会議を傍聴しようとする者は、会議の開催場所において報道関係者受付簿（様式第3号）に報道機関の名称及び傍聴しようとする者の氏名を記入しなければならない。</p>
<p>第4条～第5条（略）</p>	<p>第4条～第5条（略）</p>
<p>(傍聴人の守るべき事項) 第6条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。 (1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。 (2) 談論、放歌、高笑その他の会議の妨害となる行為をしないこと。 (3) はち巻き、腕章の類を着用する等示威的行為をしないこと。 (4) 飲食又は喫煙をしないこと。 (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。 <b>(6) 携帯電話、パソコンその他の音を発する機器の電源を切ること。[1]</b> <b>(7) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。[1]</b></p>	<p>(傍聴人の守るべき事項) 第6条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。 (1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。 (2) 談論、放歌、高笑その他の会議の妨害となる行為をしないこと。 (3) はち巻き、腕章の類を着用する等示威的行為をしないこと。 (4) 飲食又は喫煙をしないこと。 (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。 <b>(新規)</b> <b>(6) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。</b></p>
<p>(撮影及び録音等) 第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、<b>動画</b>等を撮影し、又は録音等をしよ</p>	<p>(撮影及び録音等) 第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、<b>映画</b>等を撮影し、又は録音等をしよ</p>

対照表

都市交通会議会議傍聴規程（改正案）	都市交通会議会議傍聴規程（現行）
うとするときは、あらかじめ議長の承認を受けなければならない。 <b>[1]</b>	うとするときは、あらかじめ議長の承認を受けなければならない。
第8条（略）	第8条（略）
（傍聴人の退場） 第9条 傍聴人は、西宮市都市交通会議規約第9条第4項ただし書きの規定により会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければ <b>ならない</b> 。 <b>[1]</b>	（傍聴人の退場） 第9条 傍聴人は、西宮市都市交通会議規約第9条第4項ただし書きの規定により会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければ <b>ならない</b> 。
第10条～第11条（略）	第10条～第11条（略）
（附 則） この規約は、平成25年1月26日から施行する。 <b>（附 則）</b> この規約は、令和元年 5月20日から実施する。 <b>[1]</b>	（附 則） この規約は、平成25年1月26日から施行する。 <b>（新規）</b>
様式第1号（略）	様式第1号（略）
<b>様式第2号 改正</b>	<b>様式第2号</b>
様式第3号（略）	様式第3号（略）

対照表

都市交通会議分科会規程 (改正案)	都市交通会議分科会規程 (現行)
<p>西宮市都市交通会議分科会規程 平成25年1月26日制定 <b>沿革</b> <b>令和元年 5月20日 [1]</b></p>	<p>西宮市都市交通会議分科会規程 平成25年1月26日制定 <b>(新規)</b></p>
<p>第1条～第2条 (略)</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p>
<p>(組織) 第3条 分科会の名称及び協議事項は、別表のとおりとする。 2 分科会を構成する委員(以下、「委員」という。)は、交通会議の会長が指名する。<b>[1]</b></p>	<p>(組織) 第3条 分科会の名称及び協議事項は、別表のとおりとする。 2 分科会を構成する委員<b>は</b>(以下、「委員」という。)は、交通会議の会長が指名する。</p>
<p>第4条 (略)</p>	<p>第4条 (略)</p>
<p>(会議) 第5条 1～5 (略) <b>6 分科会長は、分科会の会議の議案又は報告(以下「議案等」という。)が次に掲げるものである場合は、当該議案等を記載した書面(電磁的記録を含む。以下同じ。)を委員に送付し、書面で賛否を問うことにより分科会の会議に代えることができる。</b> <b>(1) 緊急を要するもの</b> <b>(2) その他、分科会長が軽易であると判断したもの</b> <b>[1]</b> <b>7 第4項の規定は、前項の規定により、分科会の会議の議案等を書面で諮ることとなった場合において準用する。この場合において、第4項中「出席した委員」とあるのは、「書面で回答のあった委員」として読み替えるものとする。</b> <b>[1]</b> <b>8 分科会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は分科会の会議への出席を依頼し、意見等を求めることができる</b> <b>[1]</b> <b>9 その他分科会の会議の議事及び会議運営に関する事項は「西宮市都市交通会議会議運営規程」を準用するものとする。[1]</b></p>	<p>(会議) 第5条 1～5 (略) <b>6 分科会の会議の案件について、分科会長が軽微な事案と判断したものについては、各委員に対する書面での報告事項として処理できるものとする。</b>  <b>(新規)</b>  <b>7 分科会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、意見等を求めることができる。</b>  <b>(新規)</b></p>
<p>第6条～第9条 (略)</p>	<p>第6条～第9条 (略)</p>
<p><b>(委任) [1]</b> 第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。</p>	<p><b>(その他)</b> 第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。</p>

対照表

都市交通会議分科会規程（改正案）		都市交通会議分科会規程（現行）	
<p>（附 則） この規約は、平成25年1月26日から施行する。</p> <p>（附 則） この規約は、令和元年 5月20日から実施する。 [1]</p>		<p>（附 則） この規約は、平成25年1月26日から施行する。</p> <p>（新規）</p>	
別表（第3条関係） [1]		別表（第3条関係）	
分科会名	協議事項	分科会名	協議事項
（削除）		総合交通戦略策定分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合交通戦略の策定に関する意見聴取</li> <li>その他会長が必要と認める事項</li> </ul>
地域公共交通分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域公共交通活性化及び再生に関する法律第6条第1項に基づく、協議会（西宮市地域公共交通活性化協議会）に関する事</li> <li>道路運送法施行規則第9条の2に基づく、地域公共交通会議に関する事</li> <li>地域公共交通確保維持改善事業に関する事</li> <li>その他会長が必要と認める事項</li> </ul>	地域公共交通分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域公共交通活性化及び再生に関する法律第6条第1項に基づく、協議会（西宮市地域公共交通活性化協議会）に関する事</li> <li>道路運送法施行規則第9条の2に基づく、地域公共交通会議に関する事</li> <li>地域公共交通確保維持改善事業に関する事</li> <li>その他会長が必要と認める事項</li> </ul>

対照表

都市交通会議報償及び費用弁償規程（改正案）	都市交通会議報償及び費用弁償規程（現行）
<p>西宮市都市交通会議報償及び費用弁償規程 平成25年1月26日制定 <b>沿革</b> <b>令和元年 5月20日 [1]</b></p>	<p>西宮市都市交通会議報償及び費用弁償規程 平成25年1月26日制定 <b>(新規)</b></p>
<p>(趣旨) 第1条 この規程は、西宮市都市交通会議規約（以下「規約」という。）第<b>14</b>条の規定に基づき、西宮市都市交通会議の委員<b>及び事務局職員</b>の報償及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。<b>[1]</b></p>	<p>(趣旨) 第1条 この規程は、西宮市都市交通会議規約（以下「規約」という。）第<b>15</b>条の規定に基づき、西宮市都市交通会議の委員<b>(以下「委員」という。)</b>の報償及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(報償の額) 第2条 委員の報償は日額12,400円とする。ただし、次に掲げる委員については、これを支給しないものとする。 (1) 国、県、市及びその他団体の常勤職員 (2) 公共交通事業者及びその組織する団体並びに公安委員会からの選出委員 (3) 前2号に定めるもののほか、申し出のあった委員</p>	<p>(報償の額) 第2条 委員の報償は日額12,400円とする。ただし、次に掲げる委員については、これを支給しないものとする。 (1) 国、県、市及びその他団体の常勤職員 (2) 公共交通事業者及びその組織する団体並びに公安委員会からの選出委員 (3) 前2号に定めるもののほか、申し出のあった委員</p>
<p>(費用弁償の額) 第3条 委員<b>及び事務局職員</b>が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。ただし、前条各号に規定する委員については、これを支給しないものとする。<b>[1]</b> 2 (略)</p>	<p>(費用弁償の額) 第3条 委員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。ただし、前条各号に規定する委員については、これを支給しないものとする。 2 (略)</p>
<p><b>(委任) [1]</b> 第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>	<p><b>(その他)</b> 第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>
<p>(附 則) この規約は、平成25年1月26日から施行する。 <b>(附 則)</b> <b>この規約は、令和元年 5月20日から実施する。 [1]</b></p>	<p>(附 則) この規約は、平成25年1月26日から施行する。 <b>(新規)</b></p>

対照表

都市交通会議公募委員選考規程（改正案）	都市交通会議公募委員選考規程（現行）
<p>（趣旨） 第1条（略）</p>	<p>（趣旨） 第1条（略）</p>
<p>（公募する委員数） 第2条 公募制の対象とする委員（以下「<b>公募委員</b>」という。）は2人とする。</p>	<p>（公募する委員数） 第2条 公募制の対象とする委員（以下「<b>公募委員候補者</b>」という。）は2人とする。</p>
<p>（公募の方法） 第3条（略）</p>	<p>（公募の方法） 第3条（略）</p>
<p>（応募資格） 第4条 <b>公募委員</b>に応募することができる者は、選任予定日において次の各号に掲げる要件のいずれも満たすものとする。            (1) 本市に在住し、又は在勤するもの            (2) 満20歳以上のもの            (3) 本市の他の審議会の委員でないもの            (4) 本市の職員又は市議会議員でないもの</p>	<p>（応募資格） 第4条 <b>公募委員候補者</b>に応募することができる者は、選任予定日において次の各号に掲げる要件のいずれも満たすものとする。            (1) 本市に在住し、又は在勤するもの            (2) 満20歳以上のもの            (3) 本市の他の審議会の委員でないもの            (4) 本市の職員又は市議会議員でないもの</p>
<p>（応募方法） 第5条 <b>公募委員に応募する者（以下「応募者」という。）</b>は、次の各号に掲げる事項を記載した西宮市都市交通会議公募委員申込書（別紙様式。以下「申込書」という。）に、800字以上1,200字未満の小論文を添えて市に提出しなければならない。            (1) 住所            (2) 氏名            (3) 生年月日            (4) 性別            (5) 職業            (6) 電話番号            (7) 応募の理由            2 応募者は前項に掲げる書類を公募期間の末日までに持参又は郵送（当日消印有効）若しくはEメールにより<b>西宮市都市交通会議規約第11条に定める事務局（以下「事務局」という。）</b>に提出しなければならない。</p>	<p>（応募方法） 第5条 <b>応募者</b>は、次の各号に掲げる事項を記載した西宮市都市交通会議公募委員申込書（別紙様式。以下「申込書」という。）に、800字以上1,200字未満の小論文を添えて市に提出しなければならない。            (1) 住所            (2) 氏名            (3) 生年月日            (4) 性別            (5) 職業            (6) 電話番号            (7) 応募の理由            2 応募者は前項に掲げる書類を公募期間の末日までに持参又は郵送（当日消印有効）若しくはEメールにより提出しなければならない。</p>
<p>（選考委員会の設置） 第6条 <b>公募委員</b>の選考を適正に行うため、西宮市都市交通会議公募委員選考</p>	<p>（選考委員会の設置） 第6条 <b>公募委員候補者</b>の選考を適正に行うため、西宮市都市交通会議公募委</p>

対照表

都市交通会議公募委員選考規程（改正案）	都市交通会議公募委員選考規程（現行）
委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。	員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。
<p>（選考委員会の組織）</p> <p>第7条 選考委員会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>2 選考委員会に委員長を置き、委員長は選考委員の互選によって選出する。</p> <p>3 選考委員会は、必要があると認めるときは、他の者を臨時の委員とすることができる。選考委員会の庶務は、<b>事務局</b>において処理する。</p>	<p>（選考委員会の組織）</p> <p>第7条 選考委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>2 選考委員会に委員長を置き、委員長は選考委員の互選によって選出する。</p> <p>3 選考委員会は、必要があると認めるときは、他の者を臨時の委員とすることができる。選考委員会の庶務は、<b>交通計画課</b>において処理する。</p>
<p>（選考の方法）</p> <p>第8条 <b>公募委員</b>の選考は、書類選考及び面接による選考により行うものとする。</p> <p>(1) 書類選考 応募者から提出された応募申込書及び小論文により、全応募者について行う。</p> <p>(2) 面接による選考 選考委員会が必要と判断した場合、書類選考の結果において優秀と認められる者について面接を行うことができる。面接は、選考委員会が、<b>日時と場所を指定し、該当者に対して通知して行うものとする。</b></p> <p>2 前項に掲げる選考にあたっては、別表2に定める評価項目及び採点基準により点数順位をつける方法により行うものとする。</p> <p><b>3 第1項第2号において、該当者が選考委員会の指定した日時と場所に出席できないときは選考を辞退したものとする。</b></p>	<p>（選考の方法）</p> <p>第8条 公募委員<b>候補者</b>の選考は、書類選考及び面接による選考により行うものとする。</p> <p>(1) 書類選考 応募者から提出された応募申込書及び小論文により、全応募者について行う。</p> <p>(2) 面接による選考 選考委員会が必要と判断した場合、書類選考の結果において優秀と認められる者について面接を行うことができる。面接は、選考委員会が、<b>該当者に対して日時と場所を通知して行うものとする。</b></p> <p>2 前項に掲げる選考にあたっては、別表に定める評価項目及び採点基準により点数順位をつける方法により行うものとする。</p> <p><b>（追加）</b></p>
<p>（選考の決定）</p> <p>第9条 選考委員会は、<b>選考の結果、点数が高い者</b>の中から副市長通達「西宮市審議会設置・運営基準（平成21年1月13日改正）」をも勘案し、<b>公募委員として相応しいと判断される者（以下「公募委員候補者」という。）を決定し、全ての応募者の選考結果とともに会長へ通知する。</b></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、優秀と認められる者を選考できなかった場合は、<b>公募委員候補者</b>を決定しないことができる。</p>	<p>（選考の決定）</p> <p>第9条 選考委員会は、<b>前条までの選考の結果、点数順位が高い者</b>の中から副市長通達「西宮市審議会設置・運営基準（平成21年1月13日改正）」をも勘案し、公募委員候補者として<b>決定</b>するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、優秀と認められる者を選考できなかった場合は、公募委員<b>候補者</b>を決定しないことができる。</p>
<p>（公募による選考ができなかったとき等）</p> <p>第10条 <b>会長</b>は、応募者がなかったとき又は、応募者が公募をする人数に満たなかったとき<b>若しくは前条第2項の定めにより</b>公募委員候補者の決定をしなかったときは、公募委員候補者の決定ができなかった人数について公募制によらないで<b>会議の委員を指名</b>することができる。</p> <p>2 <b>会長</b>は、選考委員会が決定した公募委員候補者が任期中に辞退を申し出たとき又は応募資格を失ったときは、<b>点数順位に応じて公募委員を指名</b>すること</p>	<p>（公募による選考ができなかったとき等）</p> <p>第10条 <b>都市局長</b>は、応募者がなかったとき又は、応募者が公募をする人数に満たなかったとき若しくは応募があつたが公募委員候補者の決定ができなかったときは、公募委員候補者の決定ができなかった人数について公募制によらないで<b>選任を行う</b>ことができる。</p> <p>2 <b>都市局長</b>は、選考委員会が決定した公募委員候補者が任期中において辞退を申し出たとき又は応募資格を失ったときは、<b>点数順位が次点の者を公募委員</b></p>

対照表

都市交通会議公募委員選考規程（改正案）	都市交通会議公募委員選考規程（現行）
ができる。	<b>候補者</b> とすることができる。
（応募者への通知） 第 11 条 選考結果については、すべての応募者に通知するものとする。 <b>申込書及び小論文は応募者に返却しないものとする。</b>	（応募者への通知） 第 11 条 選考結果については、すべての応募者に通知するものとする。
（その他） 第 12 条 この規程に定めるもののほか、西宮市都市交通会議委員の公募に関し必要な事項は、 <b>会長</b> が定めるものとする。	（その他） 第 12 条 この規程に定めるもののほか、西宮市都市交通会議委員の公募に関し必要な事項は、 <b>都市局長</b> が定めるものとする。
付 則 この規程は、平成 24 年 9 月 3 日から施行する。 付 則 この規程は、平成 25 年 1 月 26 日から施行する。 付 則 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。 付 則 この規程は、平成 28 年 5 月 11 日から施行する。 付 則 この規程は、平成 30 年 9 月 4 日から施行する。 <b>付 則</b> <b>この規約は、令和元年 5 月 20 日から実施する。</b>	付 則 この規程は、平成 24 年 9 月 3 日から施行する。 付 則 この規程は、平成 25 年 1 月 26 日から施行する。 付 則 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。 付 則 この規程は、平成 28 年 5 月 11 日から施行する。 付 則 この規程は、平成 30 年 9 月 4 日から実施する。 <b>（追加）</b>
<b>別表 1</b> （略）	<b>別表</b> （略）
<b>別表 2</b> （略）	<b>別表</b> （略）



対照表

都市交通会議 公募委員の選考基準 (改正案)	都市交通会議 公募委員の選考基準 (現行)
第1条 (略)	第1条 (略)
(選考委員会の招集) 第2条 選考委員会は <b>会長</b> が招集する。	(選考委員会の招集) 第2条 選考委員会は <b>委員長</b> が招集する。
(選考委員会の審査) 第3条 委員長は選考委員会を主宰する。 2 <b>選考</b> 委員は、申込書に記載された応募理由及び小論文についての審査並びに必要なに応じて面接審査を行う。 3～5 (略) 6 各申込書及び小論文についての審査並びに面接を行った場合の審査について規程第8条に基づく別表 <b>2</b> による点数を付与する。	(選考委員会の審査) 第3条 委員長は選考委員会を主宰する。 2 委員は、申込書に記載された応募理由及び小論文についての審査並びに必要なに応じて面接審査を行う。 3～5 (略) 6 各申込書及び小論文についての審査並びに面接を行った場合の審査について規程第8条に基づく別表による点数を付与する。
(選考の決定) 第4条 採点の結果において、点数が高い者の中から <b>副市長通達「西宮市審議会設置・運営基準(平成21年1月13日改正)」</b> をも勘案したうえ、委員長が他の委員の意見を聞き公募委員候補者を決定する。	(選考の決定) 第4条 採点の結果において、点数順位が高い者の中から <b>審議会の設置・運営基準(助役通達)</b> をも勘案したうえ、委員長が他の委員の意見を聞き公募委員候補者を決定する。
第5条 (略)	第5条 (略)
(庶務) 第6条 選考委員会の庶務は、 <b>事務局</b> で行う。	(庶務) 第6条 選考委員会の庶務は、 <b>交通計画課</b> で行う。
(補則) 第7条 この基準で定めるもののほか、選考委員会の運営に関し、必要な事項は、 <b>会長</b> が定める。	(補則) 第7条 この基準で定めるもののほか、選考委員会の運営に関し、必要な事項は、 <b>委員長</b> が定める。
附 則 この基準は、平成24年9月3日から施行する。 附 則 この基準は、平成25年1月26日から施行する。 附 則 この基準は、平成26年4月1日から施行する <b>附 則</b> <b>この基準は、令和元年 5月20日から実施する</b>	附 則 この基準は、平成24年9月3日から施行する。 附 則 この基準は、平成25年1月26日から施行する。 附 則 この基準は、平成26年4月1日から施行する <b>(新規)</b>

# 西宮市都市交通会議規約(案)

平成25年1月26日制定

## 沿革

平成26年4月 1日 [1]

令和元年 5月20日 [2]

## (設置)

第1条 西宮市は、道路運送法（昭和26年法律第183号）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）並びに都市・地域総合交通戦略要綱（平成21年度3月16日付国都街第77号）の規定に基づき、西宮市都市交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

## (事務所)

第2条 交通会議は、事務所を兵庫県西宮市六湛寺町10番3号西宮市役所内に置く。

## (目的)

第3条 交通会議は、交通施設の整備、移動手段の利便性向上などの交通施策を効果的に推進するため、総合的かつ戦略的な都市交通計画（以下、「都市交通計画」という。）の策定に関する意見聴取及び都市交通計画の進捗管理に関する連絡調整を行うことを目的とする。また、地域の特性・実情に応じた公共交通サービス等に関する事項について、協議又は連絡調整を行うことを目的とする。

## (事業)

第4条 交通会議は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 都市交通計画の策定に関する意見聴取
- (2) 都市交通計画に位置付けられた事業の進捗管理に関する連絡調整
- (3) 都市交通計画に位置付けられた事業の実施に関する連絡調整
- (4) 地域の特性・実情に応じた公共交通サービスに関する協議又は連絡調整
- (5) 公共交通の利便性向上策に関する協議又は連絡調整
- (6) 都市交通会議として取り組むべき事業の実施
- (7) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要な業務

## (組織)

第5条 交通会議は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者から会長が委嘱する。

- (1) 住民又は利用者代表
- (2) 都市交通に関する有識者
- (3) 公共交通事業者又はその指名する者

- (4) 公共交通事業者関係団体又はその指名する
- (5) 道路管理者又はその指名する者
- (6) 公安委員会又はその指名する者〔2〕
- (7) 地方運輸局又はその指名する者〔2〕
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) 西宮市職員
- (10) 西宮市長
- (11) その他西宮市長が必要と認める者

3 会長は前項第1号に掲げる者を指名する場合は、別途定める「西宮市都市交通会議公募委員選考規定」に基づき、選考等を行わなければならない。〔2〕

(任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。また、やむを得ない理由があると会長が認めた場合は、この限りではない。〔2〕

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の数)

第7条 交通会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長1人
- (2) 議長1人
- (3) 副議長1人
- (4) 監事2人

2 会長、議長、副議長及び監事は相互に兼ねることはできない。

(役員職務)〔2〕

第8条 会長は、西宮市長とし、交通会議を代表し、その会務を総理する。

2 議長、副議長、監事は、委員の中から会長が指名する。〔2〕

3 議長は、交通会議の会議（以下「会議」という。）を主宰する。〔2〕

4 副議長は、議長を補佐して会議の議事を掌理し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、議長の職務を代理する。〔2〕

5 監事は、交通会議の出納監査を行い、監査の結果を会長に報告しなければならない。〔2〕

(会議)

第9条 会議は、会長が招集する。〔2〕

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議決方法は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

4 会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会

長は会議に諮って全部または一部を公開しないことができる。〔2〕

- (1) 西宮市情報公開条例（昭和62年西宮市条例第22号）第6条に規定する非公開情報が含まれる事項に関して調査又は審議するとき。
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるとき。

5 会長は、会議の議案又は報告（以下「議案等」という。）が次に掲げるものである場合は、当該議案等を記載した書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）を委員に送付し、書面で賛否を問うことにより会議に代えることができる。

- (1) 緊急を要するもの
- (2) 会計その他交通会議の運営に関するもの
- (3) その他、会長が軽易であると判断したもの

〔2〕

6 第3項の規定は、前項の規定により、会議の議案等を書面で諮ることとなった場合において準用する。この場合において、第3項中「出席した委員」とあるのは、「書面で回答のあった委員」として読み替えるものとする。〔2〕

7 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。〔2〕

8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

〔2〕

（分科会）

第10条 会長は、第4条各号に掲げる事項について専門的な協議又は調整を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。

- 2 分科会で議決された事項は、交通会議の議決とみなす。
- 3 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

第11条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。〔1〕

- 2 事務局は、西宮市都市局都市計画部交通計画課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員（以下「事務局職員」という。）を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費の負担）

第12条 交通会議の運営に要する経費は、補助金、負担金、その他収入をもって充てる。

（財務に関する事項）

第13条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別

に定める。[2]

(報償及び費用弁償)

第14条 委員及び事務局職員は、会議に出席したとき、または、交通会議の業務を実施するため、必要と認めるときは報償及び費用の弁償を受けることができる。[2]

2 前項に規定する報償及び費用弁償の額並びに支給方法等は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第15条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。[2]

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、交通会議の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。[2]

(附 則)

この規約は、平成25年1月26日から施行する。

(附 則)

この規約は、平成26年4月1日から施行する。[1]

(附 則)

この規約は、令和元年 5月20日から実施する。[2]

## 西宮市都市交通会議財務規程（案）

平成25年1月26日制定

### 沿 革

令和元年 5月20日 [1]

#### （趣旨）

第1条 この規程は、西宮市都市交通会議規約（以下「規約」という。）第13条の規定に基づき、西宮市都市交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。 [1]

#### （予算）

第2条 交通会議の予算は、国からの補助金、西宮市からの負担金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、交通会議に諮るものとする。

3 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が交通会議の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに西宮市長に送付しなければならない。

#### （予算の補正）

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに交通会議に諮るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が交通会議の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

#### （予算区分）

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

#### （予算の流用及び予備費の充用）

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、西宮市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直後の交通会議に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 交通会議の出納は、事務局長が行う。

2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(交通会議出納員)

第7条 事務局長は、交通会議の事務局員のうちから交通会議出納員を命ずることができる。

2 交通会議出納員は、事務局長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第8条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、西宮市の例により行うものとする。

2 交通会議の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第8条第5項の規定に定められた監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。[1]

3 会長は、第1項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに西宮市長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附 則)

この規約は、平成25年1月26日から施行する。

(附 則)

この規約は、令和元年5月20日から実施する。[1]

別表第 1（第 4 条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第 2（第 4 条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費



## 西宮市都市交通会議会議運営規程（案）

平成25年1月26日制定

### 沿革

令和元年 5月20日 [1]

#### （趣旨）

第1条 この規程は、西宮市都市交通会議規約（以下「規約」という。）第9条第8項の規定に基づき、西宮市都市交通会議（以下「交通会議」という。）の議事及び会議運営に関し必要な事項を定める。[1]

#### （招集）

第2条 会長は、交通会議の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、開催日の1週間前までに、開催の日時、場所、議案その他必要事項を委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。[1]

#### （出欠の届出）

第3条 委員は、事前に出席の可否を会長に届け出るものとする。[1]

#### （代理出席）

第4条 規約第5条第2項第3号から第10号に定める委員が、やむを得ず欠席する場合は、当該委員が指名する者（以下「代理出席者」という。）が会議に出席し、議決権を行使することができる。[1]

#### （会議録の調製）

第5条 議長は、会議録を調製し、次に掲げる事項を記録する。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 出席した委員等の氏名
- (3) 会議の内容
- (4) その他会議において必要と認めた事項

2 会議録には、議長及び議長が指名した1人の委員が署名する。

#### （会議録等の公開）

第6条 会議録及び会議資料は、原則として公開とする。ただし、規約第9条第4項ただし書きの規定により、非公開とされた部分については、非公開とすることができる。

2 前項に規定する公開に関し必要な事項は、議長が会議に諮り別に定める。

#### （傍聴）

第7条 傍聴を希望する者は、規約第9条第4項のただし書きの規定により会議が非公開とされた場合を除き、会議を傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が会議に諮り別に定める。

(委任) [1]

第8条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(附 則)

この規約は、平成25年1月26日から施行する。

(附 則)

この規約は、令和元年 5月20日から実施する。 [1]

## 西宮市都市交通会議会議傍聴規程（案）

平成25年1月26日制定

### 沿革

令和元年 5月20日 [1]

#### （趣旨）

第1条 この規程は、西宮市都市交通会議会議運営規程（以下「運営規程」という。）第7条第2項の規定に基づき、西宮市都市交通会議の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める。[1]

#### （傍聴人の定員）

第2条 会議の傍聴人は、一般傍聴人及び報道関係者とする。  
2 議長は、会議場の都合等により傍聴人の定員を定めることができる。

#### （傍聴の手続）

第3条 一般傍聴人として会議を傍聴しようとする者は、会議の開催場所において傍聴届（様式第1号）に住所及び氏名を記入の上、西宮市都市交通会議の事務局（以下「事務局」という。）に提出し、傍聴証（様式第2号）の交付を受けなければならない。[1]  
2 傍聴証は、会議開催予定時刻の30分前から先着順に交付する。  
3 報道関係者として会議を傍聴しようとする者は、会議の開催場所において報道関係者受付簿（様式第3号）に報道機関の名称及び傍聴しようとする者の氏名を記入し、傍聴証の交付を受けなければならない。[1]

#### （傍聴証の返還）

第4条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは、これを事務局に返還しなければならない。

#### （傍聴席に入ることができない者）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。  
(1) 銃器その他の危険な物を携帯している者  
(2) 酒気を帯びていると認められる者  
(3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等を携帯している者  
(4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者  
(5) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

#### （傍聴人の守るべき事項）

第6条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。  
(1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。  
(2) 談論、放歌、高笑その他の会議の妨害となる行為をしないこと。

- (3) はち巻き、腕章の類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 携帯電話、パソコンその他の音を発する機器の電源を切ること。[1]
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。[1]

(撮影及び録音等)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音等をしようとするときは、あらかじめ議長の承認を受けなければならない。[1]

(職員の指示)

第8条 傍聴人は、事務局の職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、西宮市都市交通会議規約第9条第4項ただし書きの規定により会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。[1]

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(附 則)

この規約は、平成25年1月26日から施行する。

(附 則)

この規約は、令和元年 5月20日から実施する。[1]

様式第1号（第3条関係）

西宮市都市交通会議会議傍聴届

年 月 日

西宮市都市交通会議会議傍聴規程第3条第1項の規定により、下記のとおり届けます。

記

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

傍聴証番号 \_\_\_\_\_

（表面）

<p style="text-align: center;"><b>傍 聴 証</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 号</b></p> <p style="text-align: center;"><b>西宮市都市交通会議</b></p>
---

（裏面）

<p style="text-align: center;"><b>会議を傍聴する皆様へのお願い</b></p> <p>傍聴に際しましては、下記の事項を守り、会議の円滑な運営にご協力くださいますようお願いいたします。なお、下記の事項に違反する行為があった場合には、やむを得ず退場していただく場合がございます。また、<u>この傍聴証はお帰りの際に事務局に返還してください。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明することがないようお願いいたします。</p> <p>(2) 談論、放歌、高笑その他会議の妨害となる行為をしないようお願いいたします。</p> <p>(3) はち巻、腕章の類を着用する等示威的な行為をしないようお願いいたします。</p> <p>(4) 飲食又は喫煙はしないようお願いいたします。</p> <p>(5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないようお願いいたします。</p> <p>(6) 携帯電話、パソコンその他の音を発する機器の電源を切ること。</p> <p>(7) 会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないようお願いいたします。</p> <p>(8) 傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音等をしようとするときは、議長の承認を受けてください。</p> <p>(9) <u>会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場するようお願いいたします。</u></p> <p>(10) <u>事務局の職員の指示に従うようお願いいたします。</u></p> <p><b>以上、ご協力をお願いいたします。</b></p>
---



## 西宮市都市交通会議分科会規程（案）

平成25年1月26日制定

### 沿革

令和元年 5月20日 [1]

#### （趣旨）

第1条 この規程は、西宮市都市交通会議規約（以下「規約」という。）第10条第3項の規定に基づき、西宮市都市交通会議（以下「交通会議」という。）の分科会に関し必要な事項を定める。

#### （所掌事務）

第2条 分科会は、規約第4条各号に掲げる事項について、専門的な協議又は調整を行うものとする。

#### （組織）

第3条 分科会の名称及び協議事項は、別表のとおりとする。

2 分科会を構成する委員（以下、「委員」という。）は、交通会議の会長が指名する。 [1]

#### （分科会長）

第4条 分科会に、分科会長を置く。

2 分科会長は、交通会議の会長が指名する。

3 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

#### （会議）

第5条 分科会の会議は、分科会長が招集し、議長となる。

2 分科会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 分科会の会議は、必要に応じて関係する他の分科会と合同で開催することができる。

4 分科会の会議の議決方法は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

5 分科会の会議の公開については、規約を準用するものとする。

6 分科会長は、分科会の会議の議案又は報告（以下「議案等」という。）が次に掲げるものである場合は、当該議案等を記載した書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）を委員に送付し、書面で賛否を問うことにより分科会の会議に代えることができる。

(1) 緊急を要するもの

(2) その他、分科会長が軽易であると判断したもの

[1]

7 第4項の規定は、前項の規定により、分科会の会議の議案等を書面で諮ること



となった場合において準用する。この場合において、第4項中「出席した委員」とあるのは、「書面で回答のあった委員」として読み替えるものとする。[1]

8 分科会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は分科会の会議への出席を依頼し、意見等を求めることができる。

9 その他分科会の会議の議事及び会議運営に関する事項は「西宮市都市交通会議会議運営規程」を準用するものとする。

(協議結果の報告)

第6条 分科会長は、分科会の協議結果について、交通会議に報告するものとする。

(傍聴)

第7条 傍聴については、規約を準用するものとする。

(報償及び費用弁償)

第8条 分科会の委員の報償及び費用弁償については、規約を準用するものとする。

(庶務)

第9条 分科会の会議の庶務は、都市交通会議事務局が行う。

(委任) [1]

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

(附 則)

この規約は、平成25年1月26日から施行する。

(附 則)

この規約は、令和元年 5月20日から実施する。 [1]

別表（第3条関係）[1]

分科会名	協議事項
地域公共交通分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域公共交通活性化及び再生に関する法律第6条第1項に基づく、協議会（西宮市地域公共交通活性化協議会）に関する事</li> <li>・ 道路運送法施行規則第9条の2に基づく、地域公共交通会議に関する事</li> <li>・ 地域公共交通確保維持改善事業に関する事</li> <li>・ その他会長が必要と認める事項</li> </ul>

## 西宮市都市交通会議報償及び費用弁償規程（案）

平成25年1月26日制定

### 沿革

令和元年 5月20日 [1]

#### （趣旨）

第1条 この規程は、西宮市都市交通会議規約（以下「規約」という。）第14条の規定に基づき、西宮市都市交通会議の委員及び事務局職員の報償及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。 [1]

#### （報償の額）

第2条 委員の報償は日額12,400円とする。ただし、次に掲げる委員については、これを支給しないものとする。

- (1) 国、県、市及びその他団体の常勤職員
- (2) 公共交通事業者及びその組織する団体並びに公安委員会からの選出委員
- (3) 前2号に定めるもののほか、申し出のあった委員

#### （費用弁償の額）

第3条 委員及び事務局職員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。ただし、前条各号に規定する委員については、これを支給しないものとする。 [1]

2 前項の規定により、支給する旅費の額は、西宮市の例によるものとする。

#### （委任） [1]

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### （附 則）

この規約は、平成25年1月26日から施行する。

#### （附 則）

この規約は、令和元年 5月20日から実施する。 [1]

## 西宮市都市交通会議公募委員選考規程（案）

平成24年9月3日

（趣旨）

第1条 この規程は、平成21年1月13日付総務局長通知（審議会を設置・運営基準の一部改正について）における「審議会委員選任における公募制の導入に関する取扱指針」（以下「取扱指針」という。）に基づき、西宮市都市交通会議（以下「会議」という。）の委員の一部の選任に公募制を導入するにあたり、その選考に関して必要な事項を定めるものとする。

（公募する委員数）

第2条 公募制の対象とする委員（以下「公募委員」という。）は2人とする。

（公募の方法）

第3条 公募は、選考予定日の概ね2ヶ月前から市政ニュースに必要と認める事項を掲載するとともに、西宮市ホームページに募集要領を掲載して行う。

2 募集要領には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 会議の名称、概要及び募集趣旨
- (2) 応募資格
- (3) 小論文のテーマ
- (4) 公募人数
- (5) 会議開催の見込み回数、時間及び報酬等
- (6) 任期
- (7) 応募方法
- (8) 公募期間
- (9) 選考方法及び結果発表
- (10) 問合せ先
- (11) その他必要と認める事項

（応募資格）

第4条 公募委員に応募することができる者は、選任予定日において次の各号に掲げる要件のいずれも満たすものとする。

- (1) 本市に在住し、又は在勤するもの
- (2) 満20歳以上のもの
- (3) 本市の他の審議会の委員でないもの
- (4) 本市の職員又は市議会議員でないもの

（応募方法）

第5条 公募委員に応募する者（以下「応募者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した西宮市都市交通会議公募委員申込書（別紙様式。以下「申込書」という。）に、800字以上1,200字未満の小論文を添えて市に提出しなければならない。

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 生年月日
- (4) 性別
- (5) 職業
- (6) 電話番号
- (7) 応募の理由

2 応募者は前項に掲げる書類を公募期間の末日までに持参又は郵送（当日消印有効）若しくはEメールにより西宮市都市交通会議規約第11条に定める事務局（以下「事務局」という。）に提出

しなければならない。

(選考委員会の設置)

第6条 公募委員の選考を適正に行うため、西宮市都市交通会議公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(選考委員会の組織)

第7条 選考委員会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

2 選考委員会に委員長を置き、委員長は選考委員の互選によって選出する。

3 選考委員会は、必要があると認めるときは、他の者を臨時の委員とすることができる。選考委員会の庶務は、事務局において処理する。

(選考の方法)

第8条 公募委員の選考は、書類選考及び面接による選考により行うものとする。

(1) 書類選考 応募者から提出された応募申込書及び小論文により、全応募者について行う。

(2) 面接による選考 選考委員会が必要と判断した場合、書類選考の結果において優秀と認められる者について面接を行うことができる。面接は、選考委員会が、日時と場所を指定し、該当者に対して通知して行うものとする。

2 前項に掲げる選考にあたっては、別表2に定める評価項目及び採点基準により点数順位をつける方法により行うものとする。

3 第1項第2号において、該当者が選考委員会の指定した日時と場所に出席できないときは選考を辞退したものとする。

(選考の決定)

第9条 選考委員会は、選考の結果、点数が高い者の中から副市長通達「西宮市審議会設置・運営基準（平成21年1月13日改正）」をも勘案し、公募委員として相応しいと判断される者（以下「公募委員候補者」という。）を決定し、全ての応募者の選考結果とともに会長へ通知する。

2 前項の規定にかかわらず、優秀と認められる者を選考できなかった場合は、公募委員候補者を決定しないことができる。

(公募による選考ができなかったとき等)

第10条 会長は、応募者がなかったとき又は、応募者が公募をする人数に満たなかったとき若しくは前条第2項の定めにより公募委員候補者の決定をしなかったときは、公募委員候補者の決定ができなかった人数について公募制によらないで会議の委員を指名することができる。

2 会長は、選考委員会が決定した公募委員候補者が任期中に辞退を申し出たとき又は応募資格を失ったときは、点数順位に応じて公募委員を指名することができる。

(応募者への通知)

第11条 選考結果については、すべての応募者に通知するものとする。

申込書及び小論文は応募者に返却しないものとする。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、西宮市都市交通会議委員の公募に関し必要な事項は、会長が定めるものとする。

付 則

この規程は、平成24年9月 3日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年1月26日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年4月 1日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年5月11日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年9月 4日から施行する。

付 則

この規約は、令和元年 5月20日から実施する。

別表 1 (第 7 条関係)

委 員	学識経験者
委 員	兵庫県職員
委 員	西宮市職員

別表 2 (第 8 条関係)

1 評価項目

(1) 小論文関係

ア	公共交通や都市基盤整備に関する一般知識、見識及び理解度
イ	西宮市におけるまちづくりについての関心度
ウ	出題趣旨との整合性及び企画力、説得力、論理性、構成力、具体性及び独創性など

(2) 面接関係

ア	公共交通や都市基盤整備に関する問題意識及び関心度
イ	委員として活動するにあたっての適性 (熱意・積極性、表現力等)
ウ	委員として活動するにあたっての適性 (客観性)

2 採点基準

ア	優れている	5 点
イ	やや優れている	4 点
ウ	普通	3 点
エ	やや劣る	2 点
オ	劣る	1 点

西宮市都市交通会議 公募委員申込書

年 月 日 提出

ふりがな 氏名		男・女	生年月日	
(〒 — ) 住所			電話番号	
			携帯番号	
			F A X	
			Eメール	
職 業				
勤務先等				
略 歴	年 月	内 容		
市民活動 ボランティア 等の経験				
応募理由				

- 応募者は、次のテーマについて小論文（800字以上1,200字未満）を提出してください。  
 なお、小論文の様式は自由です。小論文テーマ「西宮の公共交通について考えること」について、  
 あなたの意見、提案、考え方等を述べてください。





## 西宮市都市交通会議 公募委員の選考基準（案）

### （趣旨）

第1条 この基準は、西宮市都市交通会議公募委員選考規程（平成24年9月3日施行。以下「規程」という。）第12条の規定に基づき、選考に必要な事項を定める。

### （選考委員会の招集）

第2条 選考委員会は会長が招集する。

### （選考委員会の審査）

第3条 委員長は選考委員会を主宰する。

- 2 選考委員は、申込書に記載された応募理由及び小論文についての審査並びに必要なに応じて面接審査を行う。
- 3 審査に先立ち申込書、小論文を選考委員に配布する。
- 4 選考委員は審査基準に基づき、申込書及び小論文の内容を事前に把握する。
- 5 選考委員会においては、事前に審査方法及び通知方法の確認その他、審査に係る意見交換等を行う。
- 6 各申込書及び小論文についての審査並びに面接を行った場合の審査について規程第8条に基づく別表2による点数を付与する。

### （選考の決定）

第4条 採点の結果において、点数が高い者の中から副市長通達「西宮市審議会設置・運営基準（平成21年1月13日改正）」をも勘案したうえ、委員長が他の委員の意見を聞き公募委員候補者を決定する。

### （選考結果の通知）

第5条 規程第11条の規定に基づく選考結果の通知は文書により行う。

- 2 申込書及び小論文は返却しない。

### （庶務）

第6条 選考委員会の庶務は、事務局で行う。

### （補則）

第7条 この基準で定めるもののほか、選考委員会の運営に関し、必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この基準は、平成24年9月 3日から施行する。

### 附 則

この基準は、平成25年1月26日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月 1日から施行する

附 則

この基準は、令和元年 5月20日から実施する